

別紙 3

- 「動物用医薬品の使用上の注意の記載例について」
 (平成21年12月16日付け農林水産省動物医薬品検査所長企画連絡室長通知) 新旧対照表

(下線の部分は改正箇所)

改 正 後	現 行				
<p>(別紙) I. 生物学的製剤 【一般的注意】</p> <p>(略)</p> <p>(8) 検定合格証紙に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="165 619 1099 762"> <tr> <td data-bbox="165 619 1099 671">シードロット製剤 (検定対象外のものに限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 671 1099 762"> ・本剤はシードロットシステムにより製造され、国家検定を受ける必要のないワクチンであるため、<u>容器又は被包に「国家検定合格」と表示されていない。</u> </td> </tr> </table>	シードロット製剤 (検定対象外のものに限る。)	・本剤はシードロットシステムにより製造され、国家検定を受ける必要のないワクチンであるため、 <u>容器又は被包に「国家検定合格」と表示されていない。</u>	<p>(別紙) I. 生物学的製剤 【一般的注意】</p> <p>(略)</p> <p>(8) 検定合格証紙に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="1126 619 2051 762"> <tr> <td data-bbox="1126 619 2051 671">シードロット製剤 (検定対象外のものに限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 671 2051 762"> ・本剤はシードロットシステムにより製造され、国家検定を受ける必要のないワクチンであるため、<u>検定合格証紙による封がされていない。</u> </td> </tr> </table>	シードロット製剤 (検定対象外のものに限る。)	・本剤はシードロットシステムにより製造され、国家検定を受ける必要のないワクチンであるため、 <u>検定合格証紙による封がされていない。</u>
シードロット製剤 (検定対象外のものに限る。)					
・本剤はシードロットシステムにより製造され、国家検定を受ける必要のないワクチンであるため、 <u>容器又は被包に「国家検定合格」と表示されていない。</u>					
シードロット製剤 (検定対象外のものに限る。)					
・本剤はシードロットシステムにより製造され、国家検定を受ける必要のないワクチンであるため、 <u>検定合格証紙による封がされていない。</u>					